

子どもの貧困問題に対するとりくみ方針

2016 年 8 月 16 日

＜基本方針＞

子ども食堂や学習支援などの行政・地域の活動支援を通じて、子どもの貧困問題にとりくみます。

1. 行政、社会福祉協議会、NPO の子どもの貧困対策のとりくみと連携・協働します。
2. 地域の『子ども食堂』『学習支援活動』を応援します。
3. 『子どもの貧困対策のための基金』を設立します。

1. 背景

2014 年 1 月、『子どもの貧困対策の推進に関する法律』が施行されました。

核家族化や地域とのつながりの希薄化、待機児童の問題等、安心して子どもを預け働ける環境の不足や、非正規雇用の拡大などで、若い世代で子どもを育てる自助の力が弱まっています。また、高齢化がすすみ、福祉・医療分野での公的負担がますます重くなる中、国や行政の公助の対象とはなっていない子育て中の家庭でも、相対的な貧困・格差が広がっています。子どもたちの将来が、生まれ育った家庭事情に左右される事実、貧困の連鎖はますます顕著になってきました。

この様な中で、『子どもの貧困対策の推進に関する法律』では、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、「国や行政」と「民間企業や団体」が、連携・協働してとりくみ、国民はそれに協力するよう努めなければならないことが盛り込まれました。

今地域では、ボランティアや社会福祉協議会、NPO などの力で、「子ども食堂」や「学習支援」の活動がすすんでいます。各々の地域の実情に合わせて、生活保護世帯やひとり親世帯に限らず、子育ての孤立や負担を抱える家庭へのセーフティネットとして、また、「学校や塾へ通えない子ども」「大人との接触が極端に少なく生活に必要な知識が得られにくい子ども」「孤食の子ども」などへの支援の場所としても、手が差し伸べられています。

企業や生協では、農水省が推進するフードバンク活動や、活動場所の提供などのとりくみがすすんでいます。

2. 重点課題

（1）連携

- ・行政・社会福祉協議会・地域諸団体と協力し合い、地域内のネットワーク形成に積極的にかかわります。
- ・地域からの要請について、組合員に情報提供します。地域から期待されているとりくみの情報、生協から提供した支援の活用実態を報告し、組合員が参加・協働できる機会を作ります。

(2) 協働

- ・行政の「子どもの貧困問題」に対する委託事業に積極的に協力します。
- ・困窮家庭への公的保護開始までのつなぎ支援など、行政や社会福祉協議会を通じて、フードバンク活動に協力します。

(3) 訪問活動

(1)(2)の実現のために、行政、社会福祉協議会、NPO への訪問活動を行います。現在地域ですすめられているとりくみに対するお役立ち、協力できることから提携し、信頼関係を築きます。

(4) ボランティア情報の発信

- ・地域福祉のとりくみに関心のある方や、資格や経験を活用したい組合員と、地域の活動を結びます。ボランティアの呼びかけや育成支援に協力します。

(5) 食材提供

- ・子どもの貧困の対策、または予防措置としてすすめられる食事提供や学習支援の活動に、食材の提供をします。
- ・持続可能な提供の手段を検討します。(基金の設立)

(6) 施設・設備の貸し出し

- ・既存の施設、施設用品などを活用し、行政や行政からの委託を受けて活動する NPO が実施する子ども食堂や、学習支援、居場所づくりに協力します。
- ・ご利用可能な施設の利用時間帯や備え付けの設備について、行政や社会福祉協議会へ情報提供します。

(7) 基金の設立

- ・上記活動を支えるための資金を、組合員、地域からの寄付で創出します。
- ・広く参加しやすい募金方法を検討します。
- ・2017 年度には、理事会のもとに運営管理を行う委員会を設置し公平性、透明性を確保します。活動規模に応じて、その時々 of 基金管理の在り方についても検討します。

用語補足

【子どもの貧困】

先進国であるはずの日本の『子どもの貧困率』は OECD 加盟 34 개국中 25 位 (※1)、
『生活保護世帯の子どもの高等学校進学率』は 90.8%と全世帯の進学率 98.6%に比して低い。(※2)

※1) 2010 年発表：当時の数値は 2009 年度のもので 15.7%。その 3 年後の 2012 年にはさらに格差が広がり 16.3%に悪化。(厚生労働省調べ)

『子どもの貧困率』は 17 歳以下の子どもを持つ家庭における「相対的貧困率」・所得中央値の一定割合 (50%が一般的。いわゆる「貧困線」) を下回る所得しか得ていない者の割合。

* OECD (経済協力開発機構) とは、ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 34 ヶ国の先進国が加盟する国際機関。

※2) 2013 年厚生労働省/文部科学省調べ

福祉制度が整った先進国では、絶対的貧困はありえないという前提で、相対的貧困率が用いられる。その一方で現実には、支援の手が差し伸べられていない子どもたちがいる。問題はお金だけでなく「時間」と「つながり」の困窮による孤立だといわれている。

【子ども食堂】

十分な食事を取れなかったり、一人で食事をしていたりする子どもたちを支援するため、栄養バランスの取れた食事や地域の人々とのふれあいの時間を無料または安価で提供する取り組み。子ども食堂は“単に子どもがご飯を食べる場所”ではなく、本当に支援を必要とする人が『貧困家庭』のレッテル貼りをされることなく足を運べる場所 (※3) であり、子どもも大人も社会的孤立の状態にあって得られない情報や、支援、制度利用、つながりを得られる場所として注目されている。

※3) 地域によって、貧困による差別やいじめを避けて非公開とする食堂や、誰でも気軽に入れるようにすることで対象の子どもたちが自尊心を傷つけられることなく利用できるようにするなど、さまざまな工夫がされている。

【フードバンク】

品質には問題がないのに売り物にならなかった食品を集め、食事に困っている人やホームレスなどに配布していく活動。市場に流通させることができない余剰食品を蓄え分配することから「フードバンク(食べ物の銀行)」と呼ばれる。